入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年 11 月 25 日

全国健康保険協会徳島支部
支部長　　中川　智

１　調達内容

(1)　調達件名
令和９年度生活習慣病予防健診等及び特定健診案内文書の印刷・発送等業務委託
数量　206,000 枚

(2)　調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。

(3)　履行期限
令和９年３月４日（木）

(4)　納品場所
全国健康保険協会徳島支部が指定する場所

(5)　入札方法
総価にて入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

(1)　全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。

(2)　令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造」のいずれかの等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。

(3)　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(4)　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(5)　当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

(6)　全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(7)　厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近１年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近１年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近１年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(8)　損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

(9)　過去３年間において、当該案件と同規模以上の委託業務を請け負った実績を有すること。

３　入札書の提出場所等

(1)　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

770-8541

徳島県徳島市八百屋町 2-11　ニッセイ徳島ビル 7 階

全国健康保険協会徳島支部　企画総務グループ　担当　西田

・TEL：088-602-0250（自動音声案内③）

・FAX：088-602-0717

※郵送による入札説明書の交付を希望する場合は、依頼書を FAX のうえ、交付依頼を行うこと。

(2)　入札書の受領期限等

期　　限　令和 9 年 1 月 6 日（水）　15 時 00 分まで

提出場所　上記３（1）と同じ

(3)　開札の日時及び場所

日　　時　令和 9 年 1 月 8 日（金）　10 時 00 分

場　　所　全国健康保険協会徳島支部　5 階会議室

４　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

(3)　入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和 9 年 1 月 6 日（水）15 時 00 分までに提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4)　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5)　契約書作成の要否　　要

(6)　落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会徳島支部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第 32 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7)　手続きにおける交渉の有無　　無

(8)　詳細は入札説明書による。

入札説明書等送付依頼書

案件名：令和 9 年度生活習慣病予防健診等及び特定健診案内文書の印刷・発送等業務委託

標記案件に係る入札説明書等について、以下の住所へ送付を希望します。

【送付先】

法人名又は商号：

担　当　者　名：

郵　便　番　号：

住　所　　：

電　話　番　号：

ＦＡＸ　番　号：

【依頼先】
全国健康保険協会徳島支部　企画総務グループ　担当：西田
FAX：088-602-0717

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条　総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1)　契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条　総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後３年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより３年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人といて使用した者

２　総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

３　第１項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第 23 条　役職員であった者は、退職後２年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。